

見守り 新鮮情報

第174号

「注文を受けた健康食品を送る」と電話がかかってきた。少し前に健康食品のサンプルを購入していたのでその業者だと思い、**注文する気がない**ことを伝えると、「**キャンセルできない**。申し込みを**録音**している。**裁判**にかける」などと言われ、**仕方なく**受け取りを**承諾**した。

商品が届き、全く知らない業者だと気づいたが、箱の中には、こちらの名前や商品の金額(約4万円)などが既に記入された**現金書留の封筒**と一緒に**入っていた**。数日後、業者から「**年金**が入ったらすぐに払え」と**電話**があり、昨日は、「**ねんらく**ください」という**電報**も届いた。どうしたらよいか心配で夜も眠れない。(80歳代 女性)



現金書留同封!?! 脅迫!?! 健康食品送りつけの新手口

ひとこと助言

お金を
払わないで!



見守るくん

- 注文した覚えがないのに「注文されている」などと言われて健康食品を送りつけられるトラブルの中で、商品と一緒に現金書留封筒が送られ、その後電話などで脅すような口調で支払いを迫られた、という相談が寄せられています。
- 断ったにもかかわらず一方的に商品を送りつけられても、安易に受け取らないようにしましょう。もし受け取ってしまったら決してお金を支払ってはいけません。
- 脅される等恐怖を感じるような方法で勧誘された場合は、警察に相談しましょう。
- トラブルに遭う人のほとんどが高齢者です。家族や周囲の人も気を配りましょう。
- 困ったときは、お住まいの自治体の**消費生活センター**等に相談してください。